



育児・虐待にかかわる相談窓口



問 こども未来課 子育て応援係
子育て支援センター

☎82-1000
☎82-1510

家庭児童相談員による相談

家庭児童相談員が専門的立場から、児童の養育や家庭問題等に関する相談に応じ、アドバイスをします。また、内容によりさらに専門の相談機関の紹介もしております。

児童に関する相談がありましたら、自分ひとりで悩まないでお気軽にご相談ください。

■ **利用方法** 電話、面接により相談に応じます。

■ **相談内容** 児童虐待、家庭内での子どもの養育に関する事、子どもの障害に関する事など

■ **相談日時** 月～金曜日(祝祭日、年末年始を除く)8:30～17:15

児童虐待とは？

親または親に代わる養育者などが子どもに対して、からだやこころを傷つけたり適切な保護や養育を行わないことなどによって、子どもの健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。

■ 虐待の種類

● 身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をいいます。

● 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させる行為をいいます。

● ネグレクト(養育の怠慢・拒否)

適切な食事を与えない、汚れた衣類を着続けさせる、家に閉じ込める、病気になっても医者に見せないなど養育に関する不適切な関わりや怠慢、無関心をいいます。

● 心理的虐待

言葉による「おどし」、無視、拒否的な態度のほか、家庭内での配偶者に対する暴力など、子どもの心を著しく傷つける行為をいいます。

児童虐待など緊急の場合は、24時間(夜間・休日含む)対応している児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(通話料無料・匿名でも大丈夫です)へご相談ください。

